

平成26年度第3回地域自立支援協議会議事録

いわき市保健福祉部

いわき市地域自立支援協議会議事録			
会議名	平成26年度 第3回 いわき市地域自立支援協議会		
日時	平成26年11月7日(金) 14:00～16:00	場所	総合保健福祉センター3階 会議室
出席者	【項目】	【氏名】	【所属・職名】
	学識経験者	山本 佳子	いわき明星大学人文学部心理学科 准教授 【副会長】
		関 晴朗	(独) 国立病院機構いわき病院院長
	障がい者福祉団体	石井 静子	いわき聴力障害者会副会長
		古館 信義	いわき市身体障害者福祉協会会長
		豊田 正勝	いわき市腎臓病患者友の会
		根本 徳一	いわき市精神障害者家族会 ふれあいの会会長
	障がい者福祉施設等	鈴木 繁生	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
		海野 洋	社会福祉法人いわき福音協会理事長 【会長】
		松崎 有一	社会福祉法人誠心会理事長
		菅原 隆	社会福祉法人希望の杜福祉会常務理事
		本田 隆光	いわき障害者就業・生活支援センター 統括 管理者
	障がい者関係機関等	佐藤 裕之	社会福祉法人社会福祉協議会生活支援課長
	市民代表	石井 キヌ	いわき市ボランティア連絡協議会
いわき市役所	事務局	いわき市障がい福祉課 (課長、主幹、事業係 相談支援事業所等 事務局 特定非営利活動法人 そよ風ネットいわき いわき市障害者生活介護センター 相談支援事業所 ふくいん スペースけやき 地域生活相談室 せんとらる いわき地域療育センター いわき母子訓練センター ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」	
欠席者	学識経験者	田子 久夫	舞子浜病院名誉院長
	障がい者福祉団体	森田 千鶴子	いわき市手をつなぐ育成会
		鈴木 タカ子	いわき盲人福祉協会
	障がい者福祉施設等	佐川 健一	社会福祉法人育成会理事

	<p>障がい者関係機関等 瀬戸 良英 福島県立平養護学校校長 鹿目 敦子 福島県立いわき養護学校校長 三品 暖 平公共職業安定所就職促進指導官併任上席 職業指導官</p>
配布資料	<p>平成26年度第3回地域自立支援協議会次第 平成26年度第3回地域自立支援協議会資料 資料1 障がい者の外出（余暇）支援に関するアンケート調査について 資料2 居住サポート事業について 資料3 いわきサポートブックについて 資料4 第4期いわき市障害福祉計画（素案）の協議について 資料5 本市における地区保健福祉センター所管区域（圏域）毎の障がい福祉サービス等の状況について 資料6 基幹相談支援センターについて 資料7 地域生活支援拠点等について （参考資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわき市地域自立支援協議会設置要綱 ・いわき市地域自立支援協議会について ・委員名簿

○ 平成26年度第3回地域自立支援協議会

○ 協議会

I 開会

II 会長あいさつ

III 議事

議 長 それでは、「障がい者の外出(余暇)支援に関するアンケート調査」結果について、地域生活支援部会から報告をお願いします。

地 域 生 活 地域生活支援部会からアンケート結果の報告をさせていただきます。資料1のアンケートですが、昨年5月に実施した「障がい者の外出(余暇)支援に関するアンケート」をまとめたものと、平成26年度の総括を加えて完成した、中間報告的なものになりますが、皆さんの方に報告させていただきたいと思います。アンケートは、移動支援事業所42箇所、障がい福祉サービス事業所41箇所に対して行いました。その中で主な課題としては、まず1点目は、福祉業界全体に言えることですが、ヘルパーの人材不足があげられています。特にニーズが集中する土曜日、日曜日などの休日のサービス提供が困難という事があがっております。2点目は、いわき市が広域という事もありまして、サービス提供エリアに制限がかかっていることがあります。それに伴って、移動中の乗車時間が、利用者の自己負担になるという問題があります。3点目は、制度としての移動支援の使い勝手の悪さが課題としてあがっています。この事業自体は、地域生活支援事業となっており、各自治体での制度の活用により、地方自治体によって格差が生じているということも課題であるといえます。4点目として、報酬単価の問題があげられております。身体介護を「伴う」、「伴わない」という区分がありますが、30分の提供時間のみで判断しても、「800円」と「2,300円」と報酬に格差があります。他の自治体ではこの区別を設けていないという判断もあります。居宅介護事業所自体は、単独での事業経営は厳しく、動いたら動いた分だけ支出が増えてしまうという意見もあります。これは、事業所が不足している状況にもつながっている話だと思えます。そして、5点目として、一番重要になりますが、通勤・通学

に移動支援が使えないという相談等が多く寄せられております。ただ、現状として、基本的に通勤・通学には利用ができないとされております。しかし、この点も、他の自治体において通勤・通学支援というものを認め、移動支援の範囲内で行っているという自治体もありました。以上、課題として見えてきたものですが、「地域生活支援部会」としては、平成26年度に考察までまとめまして、通学の課題は「児童・療育支援部会」へ移管をし、通勤の課題は、「就労支援部会」へと移管し、各専門部会で引き続き検討をお願いしております。平成25年度におきましては、「グループ支援」の導入を提案した経緯があります。移動支援において、現在一対一でヘルパーのサービス提供がなされておりますが、複数のヘルパーで支援を行うものを「グループ支援」といいます。また、資料として、後半部分に通所や通学の支援を導入している横浜市や札幌市の移動支援の取り組み内容、また、ヘルパー人材不足の解消として、ヘルパー資格を持たなくてもヘルパーとして登録できるような仕組みを行っている広島市の取り組みなど、参考に添付させていただきました。このような取り組み等を参考にさせていただきまして、今後いわき市として使い勝手の良い移動支援事業になるようご検討をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。今の内容について、ご質問等がありましたら、よろしくお願ひします。なければ、私から質問します。外出の移動支援につきましては、他の専門部会でも課題となっております。特に、通学・通勤につきましては、移動支援の範囲の拡大が課題としてあがっておりますが、私は制度以前に、ヘルパーの不足によってなかなか十分に対応できていないのが、長年の課題であると思ひます。また、例えばこうした課題について、学校では通学関係を取り扱っており、制度上難しいということをお聞きすけれども、このような課題などについて教育委員会や文科省あたりに働きかけるというものの一つの方法かと思ひます。あるいは、その地域によっては、できれば通勤先の事業所から支援が頂ける取り組みが、これから必要になってくると思ひておひます。なかなか対応が進んでいないと発言する委員がおひますが、いつも同じ課題が堂々巡りをして進展が見えませぬので、そういう細かい検討は、できれば専門部会で検討していただきたいと思ひます。ということで、「障がい者の外出支援に関するアンケート」についての報告を頂きました。

続きまして、「居住サポート事業」に関する報告をお願ひします。

権利擁護 それでは、権利擁護支援部会から報告させていただきます。

資料2「居住サポート事業の取り組みについて」に沿って、説明していきます。この事業は、すでに実施終了となっているもので、資料は市でまとめたものとなっております。この事業の目的は、民間賃貸住宅やアパート、一戸建てへの入居を希望するが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、24時間体制で、入所に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がい者の地域生活の定着を支援するものであります。基本内容にもありますが、入所支援や居住継続支援、地域支援体制に係る調整が行われてきました。具体的な内容につきましては、P3からP6に書かれているとおりになっています。現在までの取り組みとして、平成21年度は、市からいわき市社会福祉事業団へ委託し、不動産業者名簿等の基礎資料を作成しました。平成22年度は、市内を北部、南部、中部の3地区に分け、市内の社会福祉法人3法人へ委託をしました。体制に関わる調整として、訪問活動の実施や不動産業者説明資料の作成、地域生活支援部会における分析等を関係機関と連携して実施しました。なお、平成22年度の支援実績については、相談支援調整は各法人において数件程度の実績があり、居住継続支援の実績はなかったということです。平成23年度は、事業を継続しておりましたが、東日本大震災の影響により、実際問題としてできなかったところです。当事業は、平成24年度から「地域移行支援」・「地域定着支援」が新設され、障害者総合支援法（当時は障害者自立支援法）に基づく個別給付での対応が可能になったことから、等事業は平成23年度をもって終了しております。そのうえで、市において震災前後で不動産を取り巻く環境が一変したことから以前のデータが実態に合わなくなってきたことが、課題としてあげられています。また、目的遂行にあたっては、「地域移行支援」・「地域定着支援」などの個別給付と一体となって、居住の場の確保に取り組む必要があるということです。効果的な実施方法についての検討は、さらに深めていかなければならないのですが、委託相談事業所の業務内容における住宅入居等に関する役割調整も検討しなければならない課題としてあげられています。このような課題がある中で、平成26年度権利擁護支援部会では、これらの課題を「保証機能のあり方」として検討していこうと考えております。具体的に、今年度は今まで2回開催していましたが、虐待事例の検討や「権利擁護・成年後見センター」との役割確認を中心に行ってきました。今後開

催予定の3回目、4回目は「保証機能のあり方」について検討していくという予定になっております。すでに保証機能に関するアンケートを、委託相談支援事業所7か所に対して実施しているところです。集計はこれからになりますが、半数の事業所から回答をいただいております、やはり保証人がいなくて困っているということは全事業所の半数ではありますが、意見としてあがってきております。また、住宅を借りる時の保証人や病院に入院する時の保証人がいなくて困った、という回答も寄せられております。また、保証人抜きで話を詰めることができた事例がないかとの質問があったのですが、それに関しては、地区保健福祉センターや相談支援事業所が立ち会うことでクリアしたという事例があると、委託相談支援事業所から報告を受けております。アンケートの内容は、ただ今集計中ですので、今後さらに検討を深めていきたいと思いますが、また、「いわき市権利擁護・成年後見センター」が立ち上がっておりますので、今後はセンターとも相談しながら進めていきたいと思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。住宅の問題は地域生活の中では、最も重要な課題の1つであると理解しております。居住サポート事業は、平成23年度で一旦終了ということになっております。ただ今説明がありましたように、その後の状況が一変しております。また、国の調査から、本事業の実施率が低調であるということも分かっております。以前、この居住サポートを実施されていた法人があると思えますけれども、その時の成果、あるいはこの事業の必要性について何か気が付く点があれば、お話しください。

委 員 この問題は、以前から必要性がありまして、利用者の方がアパートを借りようと思っても保証人がいなくて借りられなかったということがありました。なかなか事業を進めることができません。ですから、やはり保証機能の制度がしっかりしていれば、使い勝手の良い事業となっていくのではないかと考えております。

議 長 ありがとうございます。保証人の問題と債務保証制度の問題は、不安定と言いますか、そこにまた障がい関係が入っていけない事もないことはないと思えますが、そこがいつも問題になってくると思えます。その問題を一つ一つクリアしていかなければ、この事業を改めて見直さないといけないと思っております。必要性のお話がありましたけれど、事務局から何かありますか。

事 務 局 先ほど説明しましたが、アンケートでは、保証人がいないことで

自分の希望する生活が送れなかったとの意見が寄せられております。件数の多い、少ないの問題ではなく、このような事例があれば、「保証機能のあり方」の中で検討していかなければならないと考えております。

議 長 ありがとうございます。他の事業所では、何か見聞きしたことはありますか。なければ、次に移ります。「いわきサポートブックについて」です。

児童・療育 まず、「いわきサポートブック」作成の経緯をお話したいと思います。平成 20 年度から「児童・療育支援部会」では、お子さんのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要と考え、一貫した個別支援計画に基づく療育支援システムの構築を検討してまいりました。医療、保険、教育、福祉、行政などの機関が情報を共有し、一貫して適切な支援をしていくため、福島県発達障がい支援体制整備検討会編集の「ふくしまサポートブック」の内容と合わせて、いわき市独自の共通様式を検討をしてきました。「ふくしまサポートブック」は発達障がいに特化した内容であり、すべての障がいに対応できるものではありませんでしたが、基本的な情報などについては、共通で利用できる部分があることから、「ふくしまサポートブック」を活用しながら、必要な情報を挟み込んでいくことにしました。平成 25 年度は、さらにサポートブックが求められる声が高まりまして、さまざまな障がいのあるお子さんや、発達が気になるお子さんも利用できるいわき市独自のサポートブックを作成することとなりました。乳幼児からの成長、発達の過程や本人に関する様々な情報を記入できる様式となっております。また、作成にあたっては、特別支援学校や特別支援学級、聾学校の在籍児童の保護者の方に、「児童・療育支援部会」へ参加してもらい、個別の聞き取りなどの協力をいただきました。「いわきサポートブック」を今後活用することで、さまざまな関係機関で情報の共有が図られ、より良い療育を受けることができるものとなっております。

それでは内容について、簡単に説明させていただきます。表紙を開いて頂きますと、その下に保護者の同意欄、お子さんの署名欄が書いてあります。ここは、個人情報に関する関係者閲覧の同意ということで作らせていただきました。次に、サポートブックの構成についてということで、目次がついております。次をめくって頂きますと 1 番「プロフィール」があります。その中で気を付けてもらいたいことに、アレルギーの「あり・なし」があります。また、「自由

記載」があり、各項目等を記入できます。2番の「緊急時の連絡」は「ふくしまサポートブック」と一緒になっておりますが、3番の3の1から4の7までは、乳幼児から保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、専門学校、大学の記録が記載できるようになっております。5の1の「相談と支援の経過」では、お子さんの様子を相談した日だけでなく、保育所、幼稚園、小中学校、障がい福祉サービス、療育機関などの利用を始めた期間を記入しましょう、また、発達検査を行った機関や検査方法も併せて記入しましょう、と文章が入っております。5の2の「公的サービスについて」では、手帳や各種手当、障がい児が利用できるサービスにおいては、サービスごとに記入できるようになっております。年齢が18歳になりますと、再度手続きが必要となりますので、「各保健福祉センターに相談してください。」という文章も入れさせていただきました。5の3には、相談の窓口である各地区保健福祉センターと相談支援事業所の連絡先が入っております。あとは5の4の「現在の関係機関」で相談支援専門員やケースワーカーさんの名前が入るようになっております。あとは訪問看護や訪問リハ、居宅介護、生活介護、デイサービスと項目が分かれて記入できるようになっております。6の1まではこのような形で、6の2から、知的（障がい）と身体（障がい）で分かれており、また、血圧などが記入できるようになっております。6の3の「医療的ケア」は、医療が必要になるお子さんには、そこに専門用語等が記入できるようになっております。7の1は「生活のリズム」を記入できるようになっております。7の2は、今まで発達障がいの3番目は、「かんしゃく」という項目だったのですが、ここは、「本人が困った時の行動」や「やってしまうこと」に変えました。また、4番目として「てんかん」を項目に追加しました。最後に、「緊急対応カード」やいわき地区の特別支援教育に関する案内も追加しました。「いわきサポートブック」は、市ホームページにも掲載されており、各地区保健福祉センターの窓口でも配布していく予定となっておりますので、今後も周知して参りたいと考えております。

議 長 ありがとうございます。「いわきサポートブック」に関しましては、この場でも何度か課題として取り上げられておりましたが、ただ今の説明以外に気づいたこと、あるいは、こうしたほうが良いということなどがあれば、ご意見いただきたいと思っております。特になければ、次に進みます。協議事項の(1)「第4期いわき市障害福祉計画(素案)の協議について」のア「障害福祉計画の項目(案)につ

いて」とイ「数値目標の見込み方について」を、事務局から説明お願いします。

事務局 (資料に基づいて説明)

議長 ありがとうございます。第4期障害福祉計画の素案について、説明がありました。平成29年度までの目標値の設定となります。委員の皆さんからご意見をいただく前に、ただ今事務局からありましたが、この計画素案で示された項目または課題について、加えて欲しいものがありましたら、みなさんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員 P4の「PDCAサイクル」できちんと評価をしていくということですが、今回数値目標を作っていく時、具体的に市の方で数値目標を達成するためどうすべきか、政策として挙げていただければありがたいと思います。例えば、今グループホームの物件がなく、それらの数値目標を高く設定することがなかなか難しい時、市として、グループホームを増やすためにどうするのかとか、施設の入所定員を3年で2パーセント減らしていくとどうなるのかとか、どのような考えで、市は取り組んでいくのか、ということを検討していただければ有り難いと思います。

議長 ありがとうございます。グループホームの関係は、物件の確保が極めて困難だということ踏まえて目標を設定する必要があります。その辺のご意見を伺いたいということでしょうか。事務局の方でどなたか説明をお願いします。

事務局 障がい福祉課からご説明申し上げます。ご意見を踏まえての考え方としまして、今後3か年分の数値の目標を出すのですが、それらの達成方法等の項目や文言等を加えながら、それぞれ整理していく方法を考えてまいりたいと思います。

委員 まず、P31の相談支援について。これはお願いですが、計画相談支援については、いわき市は他市町村と比べてだいぶ進んでいる状況にあると思います。国全体でみると、5割程度の達成率になっているようですが、国としては、計画相談支援を立てられない利用者については、平成27年度、自治体が「代替プラン」を作成し、1年限りで計画相談支援の代わりとして認めるという話も出ておりますので、いわき市ではこのような国の動きとか、方向性をつかみましたら、計画相談の事業所と連携し、「代替プラン」というのが「セルフプラン」にあたるのかはちょっと分からないところですが、情報を共有していただきたいというのが1点目です。次に2点目として、P53の

知的障害者福祉ホームです。「現状の分析及び傾向」で、「平成 25 年度にグループホームに移行する予定であったが、平成 23 年度に国の補助制度を利用していることから実施を延期している。」となっております。それに対する課題が、「現体制のサービス状況および入居者の利用状況の確認」とだけあるのですが、今後知的障害者福祉ホームをどうしていくのかということで、いわき市ではなにか考えがあるのか、お聞きしたいです。最後に 3 点目として P62 の成年後見制度利用支援事業について。「いわき市権利擁護・成年後見センター」が開所しておりますので、センターの機能 PR 等について、計画に盛り込むといったことはあるのか、お伺いしたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今の 3 点につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 一部についてご説明させていただきまして、あとは委員でご協議いただければと思います。相談支援については、ただいま●●委員からお話がありました、先日厚生労働省で開催されました主管課長会議の内容については、近日中に厚生労働省またはワムネットなどに掲載されると思います。相談支援事業の平成 27 年度の進め方については、ただ今●●委員からお話があったような内容については、いわき市において平成 26 年度からすでに取り組んでおります。こちらは、ある意味で、いわき市が先取りしているようなところがありまして、国ではしくみを取り入れたうえで、なおかつサービスの質についても十分に配慮しながら進めてください、という案であると私どもは認識しております。ですから、この点につきましては、今後相談支援事業所のみなさまと情報の共有化を図りながら、来年度に向けて取り組んでいきたいと思っています。また、知的障害者福祉ホームについては、いろいろご意見あると思いますので、承りたいと考えているところでございます。成年後見制度につきましては建設的なご意見を賜りたいと考えているところでございます。

議 長 ありがとうございます。ほかにご意見があれば伺いたと思います。今回計画の中でありました地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」について、●●委員に、記載内容や課題があれば、ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

委 員 いわき市の専従通訳士は 2 名です。人数をもっと増やしてほしいと思っています。支所が 5 か所か、6 か所あると思いますが、ここに 1 人ずつ手話通訳者を設置してほしいと思います。いわき市は大

変広い地域ですので、このようにしてほしいと思っています。手話通訳者は、育てるのがなかなか難しいというところがあります。例えば、道路は点字ブロックがあります。一度作ればずっと使えますが、手話通訳者を育てるのはとても時間がかかる事です。ですから、公的な場所の受付には、ある程度手話ができる人を設置してほしいと思っています。また、手話を学ぶ講習会も、もっと開催してほしいと思っています。

議 長 ありがとうございます。そのほかに何かございますか。では、私の方から、P29の施設入所支援について。ご承知のとおり、国の成果目標が、入所されている方々の4パーセント以上を削減する、と公表しておりますが、こういった問題について皆さんのほうからご意見をいただきたいと思えます。この問題は、国としての課題でもあります。P19の進捗状況の中の利用日数から推計し、半年で4パーセントを切りますと、だいたい1年で割りますと、4人から5人の削減ということになり、3年間を通して13、14名になると思えますが、はたして達成できるのでしょうか。委員から、何かご意見はございますか。どうですか。

委 員 今度の計画については、いろいろな課題が出ていると思えます。その課題をどうクリアしていくかが一番重要なテーマだと考えます。このあたりは、計画に盛り込むことがなかなか難しいと思えますが、どうでしょうか。実際に、ヘルパーが足りないとか、働く場所が不足しているとか、課題はたくさんあります。しかし、課題は見えていても実際にどうやって進めるかが、一番大きなテーマだと思いますが、いかがでしょうか。

議 事 局 長 皆さんどうですか。感想でも結構です。なにかありませんか。
議 事 局 今ですね、●●委員から提案や感想が述べられた事について、私ももっともであると考えている部分があります。計画は計画としてまとめていく作業と、実際に計画で出た課題をどのように取り組んでいくかについては、自立支援協議会がそのまとめの役割を果たしていく機関であると考えております。また、このような課題をまとめながら、市だけではなく、各専門部会の皆さまのご協力を頂きながら、また、全体会議の委員のみなさまからもご意見を頂きながら、課題1つ1つについて現在の本市の状況とか、国の制度などを踏まえながら、どのような取り組みができるか、今後協議していきたいと考えている次第でございます。今回の計画につきましては、確か

に、この計画をまとめたうえで、そこに出てきている課題についても、個別の課題の協議等がありますが、いろいろ頂いたご意見、また、この計画の中だけではなく、それぞれの所属している団体の皆さまから頂いたご意見を総合的に踏まえながら、この計画作りを進めている所でございます。そういった点も考えて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご意見はご意見として述べていただければと思っている所でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは特になければ次に移りたいと思います。協議事項の(2)個別案件のア「本市における圏域の状況について」を、事務局から説明お願いしたいと思います。

事 務 局 (資料に基づいて説明)

議 長 ありがとうございます。ただ今説明があったように課題が大きく2つに分かれております。1点は、各地区保健福祉センターの区域ごとのサービス事業所の割合のバランスについて。それから、もう1点は、サービス事業所がある区域におけるサービス提供のあり方についての課題があがっております。このことについて、なにかご意見がありましたらお願いします。

事 務 局 補足説明として、今回は多い、少ないとして説明申しあげたところですが、資料のP2は、各圏域、各地区ごとに整理したのですが、まずは障害者総合支援法に基づく障害支援区分を受けている方の数とその割合。また、今、市内にあるサービス事業所の割合の比較ということで、この多い、少ないということが必ずしもすべての需要を満たしているという前提のものではございません。あくまで、いわき市の現状として障害支援区分を受けている方の比較を各地区保健福祉センターの所管区域ごとにあてはめた単純な比較となっておりますので、その点にご注意いただければと思います。最初のP1の圏域の部分ですが、圏域と一口に言っても、県で作成しております、第3期福島県障がい福祉計画でいっている圏域ですとか、地域福祉計画でいっている圏域ですとか、似たような言葉でありながら違った意味があるものですから、今回はこのような表で整理させていただきました。あと第4、地域の所にあります基幹相談支援センターや地域生活支援拠点などが、今回の計画のなかで論点となっているものにつきましては、これを圏域ごとに当てはめるとこのような関係になるということも、あわせて説明致します。あと障がい福祉の傾向とかP2の中段にも書いてある、必ずしも住んでいるところ、最も近い所を利用することが最善ということではないので、一

概に圏域に全てなければいけないとか、いわき市の現状とか事業所の現状などを単純に数字に落とし込むとこういう事になるということです。ということで、これを参考に事業所の方ですとか協議会の委員の方から忌憚のない意見を頂ければと思っている資料ということを補足させていただきます。

議

長 ありがとうございます。従来、障害福祉サービスというのは社会福祉法人が主体的なペースでいろいろ事業を行ったり、立ち上げてまいりました。しかし、一方ではサービスの対象者が非常に少ないといった場合でも、国の方針では一人でもサービスを必要とする場合には、圏域の中で、できるだけサービス体制を敷くようにということが言われております。例えば、平地区では障害福祉サービス事業がご承知の通り多いです。しかし、南部では事業所が少ないということですが、少ないからといってサービスの事業所が必要でないかということ、そうではないと思います。どちらかといえば、需要の高い南部や北部に集中してサービス事業所が展開しているわけです。南部については、サービス事業所が必要であると思うのですが、私たち法人の立場から申しますと、今は経営というものを考えていかなとなかなか成り立ちません。しかし、一方では平から勿来まで通ってサービスを受けるということは大変なので、結局地元のサービス事業所を利用することになるのです。課題は多くあると思いますが、みなさんどう思われますか。例えば、勿来に特別支援学校の高等部ができましたが、できた後のフォローはどうするのでしょうか。また、就労にも当然関係すると思いますが、現実問題として、少ないサービス事業所しかないわけです。そのたびに、サービス事業所を立ち上げて応えていく必要があるのでしょうか。フォローといっても、少ない利用者で経営的な課題をクリアしていくことができるのかという問題が当然出るわけですが、理念的にサービス事業所が必要だからというだけでは、事業所を展開、整備していくことは難しいという思います。このあたりはどうですか。時間が限られておりますので、次に進みたいと思います。続いて、基幹相談支援センターに移ります。

事務局 (資料に基づき説明)

議
委

長 ありがとうございます。この事について何かございますか。
員 いわき市内でも7か所委託相談を受けていて、基幹相談支援センターの機能については、P1を見ていただければ分かると思いますが、困難事例の対応とか、スーパーヴィジョンとか、かなり質の高い機

能が求められていると思います。現在それぞれの委託相談支援事業所では、1人か2人だけが委託相談の仕事をしている状態ですので、市内の相談支援をきちっとしていくために基幹相談支援センターの設置は必要だと思っています。また、県内では社会福祉法人が運営している所もあるのですが、基幹相談支援センターの受託の方法は、中立公平を保っていく為にもさらに検討していかなければならないと思います。是非ともいわき市のために、充実したシステムが作られてほしいと思います。

議 長 ありがとうございます。そのほかに基幹相談支援センターについてご意見があればお願いします。

基幹相談支援センターは、スーパーヴィジョンなどのさまざまな機能が備わるようなものでありますので、いろいろと整備が難しい点があるのかなと思います、専門部会で検討されているようでしたら、何か付け加える事はありますか。

地 域 生 活 基幹相談支援センターは、具体的に検討しておりません。やはり、より専門的な相談や困難ケースへの対応、スーパーヴィジョンなどができる機能が今後さらに必要になってくると思っています。

議 長 ありがとうございます。特になければ次に移ります。地域生活支援拠点等について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (資料に基づいて説明)

議 長 ありがとうございます。新たな地域支援の事業が示されたんですが、それぞれの機能を持つ小規模施設型、グループホーム型、面的整備型などが表されているようですけども、このことについては、これから数値目標を策定するとすれば、数の問題もありますが、その形態、面的整備型などがあると思うんですけども、みなさんこのことについてご意見やご質問があればといただきたいと思いません。どうでしょうか。

委 員 資料 P1 の 2、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」(1)の検討課題として、「障害者の重度化、高齢化、親亡きあとを見据えた」と書いてあります。高齢化について、障がいのある方が施設入所支援からグループホームに移行し、65歳を超えて高齢化の問題が出てきて、以前から話が出ているように、世話人のなり手がいない状態であったり、世話人さんも高齢の状態であったりと、障がい者に対する支援が多く必要になった場合は、施設入所支援に戻るしかないのではないかという話になります。ところが、65歳を超えているので障がい者の施設入所支援ではなく、介護保険制度の方で対

応すべきという話になっていると聞きました。ところが、介護保険制度に規定されているような高齢者施設では、障がい者に対するノウハウがなかったり、対応できなかったり、また、空きを待っている方が多数いて断られてしまう。そのような場合、もともと施設にいた障がい者は、施設に戻れず、グループホームで支援が手薄な状態でしか過ごすことができないという問題があると聞きました。ですから、地域における居住支援等について考えていく時、高齢化がまず課題としてあげられますので、介護保険との兼ね合いについても明確にしていくべきだと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。障がい者の高齢化、または、重度化の問題により、施設からグループホームに移行された方などの支援にあたっては、そういう苦労があるというのは承知しておりますが、確かに65歳を超えてそのまま介護保険に移行する、ということで線が引かれているわけですが、必ずしもみなさんが健康とは考えられない。そういった場合に、これから私たちがどのような形で支援ができるかということが、大切な課題として出てくると思います。この点について、みなさんどう思われますか。地域生活支援部会ではこういうお話はされていると思いますが、何かありませんか。

委 員 地域生活支援部会では、地域生活支援拠点についての検討をまだ行っていないので、今のところ、お答えできる事はございません。

議 長 この課題はまだ終わりということではなくて、大切な課題として引き続き検討していくことが重要だと思います。

事 務 局 地域生活支援拠点について補足でご説明申し上げますが、先ほどの説明にあったとおり、先日厚生労働省において主管課長会議がありました。この事業についての説明があると思っていましたが、特にありませんでした。もともと、この事業は、障害者総合支援法の成立時の付帯決議として、親亡きあとの障がい者の支援や障がい者の高齢化をどうするかという課題から出てきたものです。また、委員から発言がありましたように、障がいのある方が高齢化し、65歳を過ぎて介護保険になったが、介護保険では断られるというお話がありました。現時点では、障がい関係の事業所が、高齢関係の事業所、例えば、地域の中で交流があるのかどうか、もしないとすれば今後どんな取り組みが可能なのか、今まで高齢のサービス等に関わっていた委員からもご発言いただいたり、障がいのある方が、高齢になって介護保険を使う事になった時、障がいの経験のない介護保険サービスを使用することに対する不安など、高齢化した時の問

題、課題としてやっていかなければならない取り組みとは何か、また、どんな取り組みが可能なのかとか、次元にとらわれない意見として自由な意見を頂きたいと思っております。例えば、●●委員などは、介護事業などに携わっていたご経験から、なにかご意見とか感想があれば、伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員 この発言は、果たしていいのかなと思うんですが、老人とか障がい者とか、元気な人とか、元気なお年寄りとかに全部分けてしまうと、訳がわからなくなって、障がいの施設、老人の施設となるので、今流行のシェアハウスみたいに若い学生が入ったり、お年寄りが入ったり、フロアは一つで部屋が別々ということで役割を果たせばよいのではないかと思いました。やはり、これから先は、みんなで助け合っていかなければならない。若い人もさびしい人がいるし、元気なお年寄りもさびしい人がいるし、困っている人もいます。総合的なものをモデルにして作ったらいいのではないかな、と思いました。

議長 ありがとうございます。とても斬新な意見を頂きました。老人は老人、若い人は若い人と区別をつけるのはどうかなと思います。新しい意見をありがとうございます。それでは特にございませんか。皆様のおかげで時間内に終える事ができました。最後に事務局から何かあればお願いします。

事務局 貴重なご審議ありがとうございます。特に事務局から追加の補足事項はありませんので、次回の日程については決まり次第、ご報告します。

議長 ありがとうございます。他になければ、今回の議事はこれで終了させて頂きます。ありがとうございます。